

性の多様性に関する理念 と対応ガイドライン

—LGBT 等*の学生と教職員を包摂する
キャンパスを目指して—



広島大学

*LGBT 等とは、レズビアン（女性として女性を好きになる人）、ゲイ（男性として男性を好きになる人）、バイセクシュアル（好きになる人が女性と男性の両性である人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別だと自認する人）をはじめとする多様な性のありようを含む総称とします。

【初 版】令和元（2019）年 12 月 17 日 教育研究評議会 承認
（令和 2（2020）年 4 月 1 日 適用）

【第 2 版】令和 4（2022）年 12 月 27 日 役員会 承認
（令和 5（2023）年 4 月 1 日 適用）

【目次】

性の多様性についての基本理念	1
対応ガイドライン	2
<LGBT 等の学生・教職員への対応>	2
I. 本ガイドラインについて	2
II. 相談について	2
1. 総合相談窓口	2
2. 授業に関する相談窓口	3
3. 悩みの相談窓口	3
4. トラブルの相談窓口	3
5. 情報提供や意識啓発	3
III. 施設の利用等について	4
1. トイレについて	4
2. 更衣室について	4
3. 健康診断について	4
<LGBT 等の学生への対応>	5
I. 氏名と性別の取り扱いについて	5
1. 通称名の使用について	5
2. 自認する性別の使用について	5
3. 性別情報と氏名の取り扱いについて	5
II. 授業における対応について	6
1. 授業での言動全般について	6
2. 呼称について	7
3. 性別によるグループ分けについて	7
4. スポーツ実習について	7
5. 更衣を伴う授業について	8
6. 履修者名簿での性別情報と氏名の取り扱いについて	8

7. 校外学習（教育実習、インターンシップ、介護実習等）での対応について	9
Ⅲ. 学生生活について	10
1. 学生宿舎等の利用について	10
2. 留学について	10
3. 就職活動について	10
Ⅳ. パートナーがいる学生について	11
<LGBT 等の教職員への対応>	12
Ⅰ. 氏名と性別の取り扱いについて	12
1. 通称名の使用について	12
2. 性別の登録と変更について	12
3. 性別情報の取り扱いについて	13
4. 性別を元にした積極的是正措置における「性別」の考え方	13
Ⅱ. パートナーがいる教職員の人事制度および福利厚生について	14
巻末資料	15

性の多様性についての基本理念

広島大学は、自由で平和な「一つの大学」の実現を期して開学しました。本学はその精神に則り、多様な構成員を受け入れ、一人ひとりの意思を尊重し、差別をなくし、構成員が安心して存分に力を発揮できるような大学を目指しています。

また、広島大学憲章（令和3（2021）年12月27日制定）では、大学のあらゆる活動において、民族、国籍、宗教、信条、ジェンダー、経済的・社会的地位、障がいの有無などに関わるあらゆる差別やハラスメントを許さず、一人ひとりの人権と人格を尊重し、擁護することを誓っています。

理想の実現に向けて具体的な取り組みを進めるため、広島大学は、性の多様性についての基本理念をここに定め、これらの理念に基づいて対応ガイドラインを制定します。

1. 性の多様性を尊重します

広島大学は、一人ひとりの性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴*等の多様性を尊重します。

2. 性のありようによって差別しません

広島大学は、性の多様性と平等を基礎とし、性のありようを理由にした差別をしません。

3. 性に関する本人の意思を尊重します

広島大学は、本人がどのような性でありたいかという意思を尊重します。性のありようは、開示か非開示かを含め、本人の意思でコントロールできなければなりません。

4. 性に関するインクルーシブな環境を構築します

広島大学は、すべての構成員にとってインクルーシブな環境を作ります。

インクルーシブな環境とは、一人ひとりのありようが尊重され、それゆえに一人ひとりが安心して自分らしくあることができ、自分らしさを発揮して、新たな知の生産に心おきなく携わる環境を意味します。とりわけ性は、自分らしさを構築する重要な一要素です。広島大学は、性のありようにかかわらず、すべての構成員が安心して自由に活動できる環境を作ります。

*それぞれ以下の内容を意味します。

性自認＝自分がどのような性だと思うか、あるいは思わないか

性的指向＝どのような性を好きになるか、あるいは好きにならないか

性表現＝性的にどのような振る舞いをし、どのような見かけでいたい、あるいはいたくないか

身体の性的特徴＝自分の身体が性的にどのような状態であるか、あるいは状態でないか

対応ガイドライン

<LGBT 等の学生・教職員への対応>

I. 本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、広島大学が性の多様性を尊重する大学であるために、具体的にどのような対応をしたらいいのかを示しています。必要に応じて、**方針**では広島大学の方針や考えを記し、**対応**では対応する窓口の人に気をつけてほしいことを記し、**本人**では LGBT 等の学生や教職員本人にどうすれば支援が受けられるかを記しています。

対応にあたってもっとも大事なことは、本人の意思を最初に確認することです。もちろん、大学での活動全般で、マイノリティの存在を考慮に入れ、どのような性であろうとも安心して過ごせる環境を整備するのは大切です。しかし、担当者や周囲の者が、勝手に本人の性のありようを推測して対応を決定したり、本人が希望しないにもかかわらず特別な対応をしたりすることは、適切ではありません。

なお、本ガイドラインの内容は、学生については令和 2 (2020) 年 4 月から適用しており、教職員およびパートナーに関する事項については令和 5 (2023) 年 4 月から適用しています。内容に関して不明な点がある場合、あるいは事実と異なる場合には、「LGBT 等に関する相談窓口」(Ⅱ-1 参照)までお知らせください。よりよい大学となるよう広島大学は今後も努力を続けます。構成員の皆さんもご協力をお願いします。

Ⅱ. 相談について

1. 総合相談窓口

「LGBT 等に関する相談窓口」で、本ガイドラインに示した内容を中心に相談を受け付けています。相談員は相談者のプライバシーを守りますので、安心してご相談ください。相談内容によっては関係組織と連携して対応しますが、連携の範囲や内容については事前に本人に確認した上で進めます。

個別の状況や大学側の事情によっては、希望通りの対応ができない場合もありますが、まずはお気軽にご相談ください。

【LGBT 等に関する相談窓口】

<学生向け>

場所：学生プラザ3階 学生生活支援グループ

Email：gakusei-lgbt@office.hiroshima-u.ac.jp

<教職員向け>

場所：法人本部棟4階 制度企画グループ

Email：staff-lgbt@office.hiroshima-u.ac.jp

「LGBT 等に関する相談窓口」に相談することはせず、必要に応じて、直接以下の窓口（連絡先等は巻末資料参照）に相談することもできます。

なお、「どこに相談すべきかわからない」といった場合は、一般的な窓口として、学生の場合は「学生のためのなんでも相談窓口」、教職員の場合は「人事コンシェルジュ」（いずれも連絡先等は巻末資料参照）に相談することもできます。

2. 授業に関する相談窓口

修学上の不自由や困難については、アクセシビリティセンターで相談を受け付けています。

本学は、「すべての学生に質の高い同一の教育を保障する」「評価の公平性を担保する」を基本理念として、修学上のアクセシビリティ（学びやすさ、参加しやすさ）を推進し、修学上の社会的障壁がある学生に対して合理的配慮を行っています。

3. 悩みの相談窓口

性にまつわる悩みは、保健管理センターのカウンセリング部門およびメンタルヘルス部門で相談を受け付けています。学生の場合は、ピアサポートルームに相談することもできます。

4. トラブルの相談窓口

性のありようをめぐる、本学の教職員や学生等との間で無理解があった、いじめや差別を受けた、不利益を被った、といったトラブルが生じた場合は、ハラスメント相談室で相談を受け付けています。

性のありように基づくハラスメントは、以下のようなものが考えられます。

- ・個人の性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴等に関して侮蔑的な発言をすること。
- ・性的マイノリティであるという理由のみによって、性格、能力、行動、傾向等が劣っていると、あるいは望ましくないものと決めつけること。
- ・個人の性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴等を、本人の許可なく他人に暴露したり、広めたりすること（いわゆる「アウトティング」）。

本学のハラスメントガイドラインでも、そのような行為は禁止されています。

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/harass/siryo/guideline>

5. 情報提供や意識啓発

性の多様性についての学内の意識啓発や、もっと知りたい人のための情報提供（図書やDVD、資料等の閲覧や貸し出し）等は、ダイバーシティ研究センターやハラスメント相談室等で行っています。

Ⅲ. 施設の利用等について

1. トイレについて

学内の身障者対応トイレや多目的トイレの多くは、男女共用になっています。男女別のトイレが使用しづらい方は、これらのトイレを利用してください。

学内の身障者対応トイレ、多目的トイレの設置場所については、バリアフリーマップを参照してください。

- ・東広島キャンパス

https://www.hiroshima-u.ac.jp/access/higashihiroshima/barrierfreemap_higashihiroshima

- ・霞キャンパス

https://www.hiroshima-u.ac.jp/access/kasumi/barrierfreemap_kasumi

- ・東千田キャンパス

https://www.hiroshima-u.ac.jp/access/sendai/barrierfreemap_higashisenda

2. 更衣室について

今後、男女いずれも使用できるような、個室の更衣室を設置していきます。

また、一部の多目的トイレには着替え台も設置します。多目的トイレでしか用が足せない人がいますので、多目的トイレで更衣するときには、ゆずりあって利用してください。

3. 健康診断について

定期健康診断は、男性と女性の時間を分けて実施していますが、申し出があれば、健康診断期間中に個別に受診することも可能です。それについては、健康診断のお知らせの中でもアナウンスしています。

胸部エックス線検査は、Tシャツ等を着用して照射しています。

また、医師法施行規則23条で定められているため、診療録の記載欄には性別があります。

なお、健康診断票には、大学へ届出されている性別が自動印刷されます。

<LGBT 等の学生への対応>

1. 氏名と性別の取り扱いについて

方針 本学は、戸籍上の氏名や性別（続柄情報）等が明かされることにより、本人に不利益が生じる可能性があることを理解し、そのことを構成員に啓発するとともに、氏名や性別の情報を慎重に扱います。

また、本人の希望する氏名で学生生活を送れるよう柔軟に対応するとともに、性別が理由で排除されたり困ったりしないよう、性別に言及する場面を減らし、男女別の慣行を見直します。

1. 通称名の使用について

対応 所定の手続きにより、学籍簿の氏名を通称名に変更することができます。原則として、本人だけでなく父母等の署名を求めますが、本人が成人であれば、父母等に説明することを条件に、父母等の署名なしで学籍簿の氏名を変更することを認めます。

本人 性別違和を理由に、学籍簿の氏名を通称名に変更したい場合は、原則、父母等の署名を添えて、所定の手続きにより変更することができます。学籍簿の氏名を通称名にすることは、本学の学生として学内外で行うすべての活動を通称名で行うことを意味しますが、父母等の同意なしに大学がそのような活動を支えることは困難だと、本学は考えるためです。なお、成人であれば、父母等の署名は必須ではありませんが、そのような場合でも、学籍簿の氏名を変更することについて父母等に必ず説明し、トラブルが生じないようにしてください。

ただし、日本国籍を持たない学生は、出入国管理上の取り扱い等を考慮する必要があります。詳しくは「LGBT等に関する相談窓口」にご相談ください。

学内の仕事で給与や謝金等を受け取る場合、学内での書類や給与明細等で、戸籍名が記載されるものが含まれます。

注意 学籍簿の氏名を通称名に変更することにより、本学が発行するすべての書類は通称名となります。本人の求めに応じて、本学は「通称名使用証明書」を発行しますが、本学で発行された書類の氏名が戸籍名と異なることにより、不利益が生じた場合は、本人の責任で対応することになります。「LGBT等に関する相談窓口」とも相談して、慎重に決定してください。

2. 自認する性別の使用について

入学者選抜において、学生は、調査書等に記載された性別で出願するのが通常であり、合格後、その性別が学籍簿に登録されます。戸籍の性別の変更に伴う場合を除き、学籍簿の性別は変更することができません。

ただし、I-3にあるように、性別情報は慎重に取り扱うべき個人情報として管理され、普段の学生生活では顕在化しないように取り扱われます。

3. 性別情報と氏名の取り扱いについて

方針 本学で名簿や書類を作成する場合、必要不可欠な場合を除き、原則として性別

欄を設けないようにします。設ける場合でも、当事者の意図しない形で性別情報が公表されることのないよう、慎重に取り扱います（Ⅱ-6 参照）。ただし、事故や事件といった緊急の場合にはこの限りではなく、本人の承諾を得ずに性別情報や戸籍名を必要な関係者に開示することがあります。

また、本学が発行する証明書等においては、可能な限り性別を不記載としています。詳しくは「LGBT 等に関する相談窓口」にお問い合わせください。

本人 証明書類に関して、原則的には性別が記載されることになっていても、申し出により性別不記載で発行できる場合もあります。そのような場合は、書類発行窓口に申し出てください。

また、名簿や書類の性別記載により不利益を被った場合は、作成者に申し出るか、不利益の内容に応じて、各相談窓口にご相談してください。

① 学籍簿

対応 学籍簿の性別情報は、原則として、教務・学生担当事務とチューターのみに開示されます（授業担当教員が履修者の性別情報を必要とする場合の対応についてはⅡ-6 参照）。教務・学生担当事務やチューターは、学生のなかに、戸籍上の性別（あるいは変更前の戸籍上の性別）が名簿や書類に載ることによって、さまざまな不利益を被る人がいる可能性を認識し、漏洩させないよう厳正に取り扱いましょう。

通称名を使用している学生の戸籍名の扱いも同様で、教務・学生担当事務とチューターにしか開示されません。戸籍名の情報は厳正に取り扱いましょう。

② 名簿

対応 さまざまな名簿を作成する場合は、原則として性別欄を設けないようにしましょう。必要があって性別情報を記載する場合は、慎重に管理し、必要がなくなったらただちに破棄しましょう。

③ 統計調査や実験

対応 男女共同参画等の目的のために、統計調査で男女の割合を出す必要がある場合でも、「その他」「無回答」等のカテゴリーを入れることを推奨します。

学術的な実験で、特定の性別の被験者が必要な場合は、必要性を十分吟味し、なぜそれが学術上必要なのかを、被験者募集時あるいは実験時に相手に説明するようにしましょう。

Ⅱ. 授業における対応について

1. 授業での言動全般について

方針 本学で実施する授業においては、性のありようにかかわらず、すべての受講生が等しく尊重されます。授業で、性のありようを理由に受講生が排除されたり、尊厳を傷つけられたり、受講に困難を感じることはないよう、本学は環境を整えます。

対応 授業担当教員等は、授業において不必要に受講生の性のありようを顕在化させることのないよう、方法を工夫しましょう。男女で活動を分ける可能性がある場合は、そ

のことをシラバス等に事前に明記するようにしましょう。また、配慮を希望する受講生がいる可能性を常に考えるとともに、受講生が配慮を願い出た場合は、できる限り柔軟に対応しましょう。

また、授業や研究指導の際に、性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴等につながる差別的なジョークや揶揄、からかい等を行うことは許されません。それに加え、個々人のプライバシーの開示を強いるような質問や指示を出していないかどうか、気を配りましょう。また、性的マイノリティには対応が難しかったり、苦痛を感じたりするようなレポートや試験の課題を出すことも避けましょう。

キャンパスにおいて、言論の自由、信仰の自由は守られます。しかし、宗教や信条により、同性愛やトランスジェンダー等を許容できない人でも、性的マイノリティである本学の構成員に対してははっきりと攻撃したり、その人の人権を尊重しない行動を行ったことは許されません。

本人 履修を希望する授業において、性別等による区別が用いられるのかどうか心配な場合は、履修を決める前にシラバスの表記を確認しましょう。また、配慮を願い出たい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。

2. 呼称について

方針 授業中の呼称については、性別で使い分けず、「～さん」等、統一した呼称を用いることを授業担当教員をはじめ全構成員に推奨します。外国語の授業における呼称についてもこれに準じます。また、外国語での呼称について、本学は情報提供を行うと同時に、全構成員から情報提供を求めます。

対応 授業担当教員は、可能な限り統一した呼称を用いるよう工夫してみましょう。また、外国語での統一的な呼称について、情報収集に努めましょう。

本人 氏名の取り扱いや呼称について、配慮を求めたい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。

3. 性別によるグループ分けについて

方針 授業で男女グループ分けを行う必要がない場合は、避けることを全構成員に推奨します。

対応 授業担当教員は、その授業での活動において、男女でのグループ分けが本当に必要かどうか、それ以外の方法がないかどうか、まず考えましょう。男女でのグループ分けが必要で、それを行う可能性がある場合は、シラバス等に事前に明記しましょう。

本人 履修を希望する授業において、男女でのグループ分けがあるかどうか心配な学生は、履修前にシラバスでの情報を確認しましょう。また、配慮を願い出たい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。

4. スポーツ実習について

方針 スポーツ実習においても、男女のグループ分けや、男女別ルールの適用等によらない実施を推奨します。

対応 実習担当者は、従来の慣習にとらわれず、男女のグループ分けや、男女別ルールを用いなくても実習できる可能性を考えましょう。また、実習時の服装や用具についても、必要以上に男女別にしないよう心がけましょう。集中講義で宿泊を伴う際の注意点は、Ⅱ-7③を参照してください。

性別情報がどうしても必要な場合は、理由を添えて担当事務に申請してください。また、男女別の要素がある場合は、シラバスに明記してください。

本人 スポーツ実習の男女のグループ分け、服装、用具、更衣室、集中講義での宿泊等について心配な人は、履修前にシラバス等の情報を確認し、必要に応じて「LGBT 等に関する相談窓口」または実習担当者に相談してください。

なお、西体育館には、男女共用の多目的トイレがあります。今後、多目的トイレを増設し、そこに個室シャワーと個室更衣室を併設します。多目的トイレでしか用が足せない人がいますので、これらの設備を利用する際には、ゆずりあって利用してください。

5. 更衣を伴う授業について

対応 更衣が必要な場合は、シラバスに明記しましょう。男女別の更衣室が使用しづらいという申し出があれば、使用時間をずらす、一人だけ別室で着替えさせる等、柔軟に対応しましょう。

本人 男女別での着替えが難しい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」または授業担当教員に相談してください。

なお、学内に、個室の更衣室を設置していきます。また、一部の多目的トイレには着替え台も設置します。多目的トイレでしか用が足せない人がいますので、多目的トイレで更衣するときには、ゆずりあって利用してください。

※更衣施設の最新の設置状況は、「LGBT 等に関する相談窓口」にお問い合わせください。

6. 履修者名簿での性別情報と氏名の取り扱いについて

方針 履修者名簿の性別情報は、授業担当教員には原則非開示です。チューターおよび教務・学生担当事務は学籍簿を通じて性別情報を知ることができますが、外に漏れないように慎重に取り扱います。

また、I-1にあるように、学籍簿の氏名を通称名に変更した場合は、履修者名簿もすべて通称名となります。チューターおよび教務・学務担当事務は戸籍名を知ることができますが、性別情報と同様、慎重に取り扱います。

ただし、事故や事件といった緊急の場合にはこの限りではなく、本人の承諾を得ずに性別情報や戸籍名を必要な関係者に開示することがあります。

対応 授業担当教員は、教育効果や安全の確保といった理由で、どうしても性別情報が必要な場合は、担当事務にそれらの情報開示を求めることができます。開示を受けた授業担当教員は、性別が知られると不利益を被る学生がいることを認識し、性別情報を慎重に取り扱い、本人の望まない形で性別が明かされないよう気をつけましょう。また、必要がなくなった時点で、速やかに破棄しましょう。

チューターおよび教務・学生担当事務は、性別情報や戸籍名は慎重に取り扱うべき個人情報であると認識し、漏洩させないように気をつけましょう。

本人 自分の性別情報や戸籍名が、どのような理由でだれに開示されているか等の開示

範囲について詳しく知りたい場合は、「LGBT 等に関する相談窓口」に相談してください。

7. 校外学習（教育実習、インターンシップ、介護実習等）での対応について

方針 校外実習では、実習先の方針や設備を変えることが難しい場合がありますが、本学は、性のありようにかかわらず、希望するすべての学生が実習できるよう、学生や実習担当者の相談に応じると同時に、実習先の理解を得られるよう努力します。

対応 校外実習等の担当者は、実習先に対して、本学では性の多様性を尊重しているという方針を伝えて理解を求め、トラブルを生じさせないように努めましょう。

また、性別情報の取り扱い、服装、更衣室、宿泊等に関して、当事者から配慮の申し出があった場合、実習先と相談のうえ、できる限り柔軟な対応がなされるよう努めましょう。

本人 校外実習時の性別情報の取り扱い、服装、更衣室、宿泊等について、実習先の配慮や理解を求めたい学生は、事前に「LGBT 等に関する相談窓口」に相談するか、または実習担当者にその旨を伝えてください。

①自認する性別の使用

方針 校外実習を自認する性別で行うか、あるいは戸籍上の性別で行うかを、本人が選択できるよう、本学は柔軟に対応します。

対応 校外実習等の担当者は、実習で使用する性別について本人から相談があった場合は希望を聞き、実習先に理解を求めましょう。また、本人が望まない形で、性別の情報が実習先の関係者や他の実習生に開示されないように、配慮しましょう。

②服装と更衣室

方針 校外実習において、本学が学生に指導する服装は、必ずしもスーツ姿等に厳格に限定するものではありません。清潔かつ礼を失しない服装であることとします。ユニセックスのスーツはまれにしかなく、男女に二分されたものが大半であるため、校外実習時の服装をスーツに限定すると、実習に参加しづらい学生が出てくるためです。

対応 校外実習等の担当者は、実習先に対して、本学では性や宗教の多様性を尊重しており、定型的なスーツや革靴等の服装でなくても、清潔かつ礼を失しない服装であれば可としている方針を伝え、理解を求めましょう。また、実習に行く際の指導にあたって、許容できる服装を例示することも一つの方法です。

ユニフォーム等がある場合も、学生の希望にできるだけ配慮したり、男女に二分されないユニフォームとできないかを実習先に打診してみましょう。

また、更衣室について本人から要望があれば、実習先に配慮を求めましょう。

③宿泊等

方針 本学が提供する校外学習時の宿泊施設等は、男女別に部屋や浴室が分かれているものが大半ですが、施設の使い方を工夫するなどして、本学は柔軟に対応します。

対応 実習担当者は、性のありようによって、校外実習の宿泊等で困る学生がいる可能

性を考慮し、多様な選択肢を考え、要望には柔軟に対応するようにしましょう。たとえば、希望する性の引率者と同部屋で宿泊する、個人で入浴する時間を設ける等の対応が考えられます。

Ⅲ. 学生生活について

方針 本学は、性のありようによって、一部の人には使用しにくかったり、苦痛を感じたりすることがないように、運営方法や設備等を整えるよう努力します。また、性的マイノリティが利用しやすいよう、情報を開示するように努めます。

※設備に関する最新の状況は、「LGBT等に関する相談窓口」にお問い合わせください。

1. 学生宿舎等の利用について

学生宿舎は、男性と女性で棟が分かれているものが大半ですが、男女混住の棟も一部あります。男女混住の棟では、各階に共同の洗濯室が設置されていますが、居室内に洗濯機を置くスペースを備えた部屋も一部準備しています。また、部屋のタイプにより入居費が異なります。これらのことを理解したうえで、入居を判断してください。

詳しい情報は、以下を参照してください。

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyugaku/shien/jyuukyo/gakuseisyukusya>

国際交流会館は、单身室の他に、本学に在学する学生および外国人留学生の家族（配偶者、パートナーおよび子）が入居できる夫婦室・家族室があります。法律婚の配偶者ではなく、事実婚のパートナー、性的マイノリティのためなどのパートナーシップ制度を利用したパートナー、海外のパートナーシップ制度などを利用したパートナーに当たる方が入居を希望する際は、IVに記載している、パートナーシップを証明する書類*（11ページ）を提出してください。詳しくは入居受付担当者にご相談ください。

2. 留学について

方針 留学先の方針や設備を変えることは難しい場合が多いです。また、留学先でパスポートと異なる氏名と性別を使用するのは、法的なハードルが高い場合があります。ただし、受け入れ先によっては、柔軟な対応が可能なこともあります。本学が紹介する留学においては、本学は相談に応じますが、本人にも留学先を十分に検討することを求めます。

対応 留学の窓口担当者は、本人の希望があれば、留学先に対して、本学では性の多様性を尊重している方針を伝え、生活環境や学習支援体制の柔軟な対応を求め、トラブルを生じさせないように努めましょう。

本人 必ずしも希望に添えるとは限りませんが、サポートを希望する人は、担当窓口にご相談してください。

3. 就職活動について

方針 企業の方針や設備を変えることは難しい場合が多いです。しかしなかには、柔軟

な企業も出てきています。

就職活動にあたっては、性のありようにかかわらず、一人ひとりが力を発揮できるよう、本学は支援します。グローバルキャリアデザインセンターでは、相談員は性の多様性に関する研修を受けています。また、性の多様性に対する理解度が高い企業の情報収集もしています。

対応 指導教員やグローバルキャリアデザインセンター担当者は、性的マイノリティの学生が抱えがちな問題を把握するよう情報収集に努めましょう。

IV. パートナーがいる学生について

方針 本学では、事実婚のパートナー、性的マイノリティのためなどのパートナーシップ制度を利用したパートナー、海外のパートナーシップ制度などを利用したパートナーがいる学生には、授業関係などの手続きにおいて、配偶者がいる学生と同じ取り扱いができる場合があります。ただし、パートナーシップを証明する書類*（下の(1)～(4)のいずれかの書類）の原本または写しの提出が必要になります。

*パートナーシップを証明する書類

- (1) 都道府県市区町村等のパートナーシップ証明書
- (2) 諸外国でパートナーシップ契約（同性婚、ドメスティックパートナー、シビルユニオン等をいう。）を結んでいることが確認できる書類
- (3) 事実婚を証明する住民票（「夫（未届）」などのような記載があるもの）
- (4) その他パートナーシップが確認できる書類（(1)～(3)が提出できない場合）

[書類の例]

- 相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約に係る公正証書の正本または謄本 及び 結婚していないことが確認できる戸籍一部事項証明書等
- パートナーが子を認知していることを証明する書類（戸籍謄本）
- 結婚式や披露宴を行ったことを証明する書類 及び 結婚していないことが確認できる戸籍一部事項証明書等

対応 授業担当者は、パートナーがいる学生に対して、配偶者がいる学生と同じ取り扱いとするよう、配慮しましょう。

本人 例えば、教養教育科目や学部などで実施される試験における配偶者または3親等内の親族の死亡による忌引に伴う追試験、親族の死亡による忌引きのため授業を欠席する場合や経済的な支援を受ける場合など、配偶者等と同様に、パートナーにも適用できる場合があります。希望する場合は、授業担当者あるいは担当事務にご相談ください。

<LGBT等の教職員への対応>

I. 氏名と性別の取り扱いについて

1. 通称名の使用について

対応 本学における教職員（本学の学生としての身分を有し雇用される者を含む）の氏名は、本名（戸籍上の氏名）を原則としています。ただし、法令等または本学の取扱要項により制限されている場合（下の(1)～(8)の文書等^{***}）を除き、性別違和を理由として、通称^{***}を使用することができます。

^{***}通称使用ができない文書等

- (1) 税金関係文書(源泉徴収票、扶養控除申告書、保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書等)
- (2) 共済事業関係文書(組合員証、被扶養者申告書、各種給付金請求書、各種福祉事業申込書等)
- (3) 財形貯蓄関係文書
- (4) 旅券関係文書
- (5) 訴訟関係文書
- (6) 保険関係文書(生命保険、厚生年金、健康保険等の社会保険、雇用保険等)
- (7) 給与支給関係文書(給与システムを通じて氏名が印字される文書等(職員別給与簿、基準給与簿、給与支給明細書等))
- (8) その他旧姓または通称を使用することが困難であり、またはふさわしくないもの

^{***}通称とは、「本名（戸籍上の氏名）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（旧姓を除く）および性別違和により本名に代わるものとして通常使用しているもの」を指します。

本人 希望する場合は、所定の手続きを経た上で使用することができますので、詳細は「LGBT等に関する相談窓口」にご相談ください。また、手続きに関しては所属（配属）部局等の人事担当等にお尋ねください。

2. 性別の登録と変更について

方針 本学では、性別情報として、原則、戸籍上の性別を登録しています。しかし、性別違和を理由として、戸籍上の性別とは別に、違和感のより少ない性別を「申請上の性別」として登録できます。登録すると、雇用上、「申請上の性別」で取り扱われます。ただし、国および文部科学省共済組合の制度・手続きでは、戸籍上の性別を求められることがあります。

対応 性別情報に、戸籍とは異なる性別を「申請上の性別」として追加登録する場合は、本人の性別違和を専門的な第三者が証明する書類（医師の診断書など）の提出が必要です。

また、戸籍上の性別が変更された場合は、性別情報を変更します。

本人 戸籍とは異なる「申請上の性別」での取り扱いを希望する場合や、戸籍上の性別を変更した場合は、所定の手続きが必要です。詳細は「LGBT等に関する相談窓口」にご

相談ください。

3. 性別情報の取り扱いについて

対応 本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されないよう、慎重に取り扱います。

書類の性別欄は原則設けません。ただし、文部科学省共済組合指定の書式、男女共同参画およびジェンダー平等推進のために行う積極的是正措置に係る書類は除きます。

大学統一の書類では、不必要な性別欄を設けていません。各部署等で使用している書類でも、不必要な性別欄は設けないでください。

4. 性別を元にした積極的是正措置における「性別」の考え方

方針 現在、本学では、教授、准教授、講師、助教の各職位において女性教員の割合が4割を下回っており、その結果、男女の教員間に事実上の格差が生じています。この状況を是正するために、女性のみを対象とするまたは女性を有利に取り扱う措置（ポジティブアクション）を行っています。

本学では、本人の性自認を尊重するという理念のもと、戸籍上男性であっても性自認が女性である方も女性とみなし、本措置の対象とします。また、戸籍上女性で性自認が女性でない方が、みずからの性自認を明らかにせずに本措置の対象となることを妨げません。

本学では、本措置により採用・昇任した方は、戸籍上の性別とは別に、「申請上の性別」を「女性」として性別情報に追加登録し、女性として取り扱います。ただし、国および文部科学省共済組合の制度・手続きでは、戸籍上の性別を求められることがあります。

対応 戸籍上男性であっても性自認が女性である方で、積極的是正措置に応募する場合は、本人の性別違和を専門的な第三者が証明する書類（医師の診断書など）の提出を求めています。性自認の詐称を防ぐため、ご協力ください。

本人 上記の条件で、「女性限定公募に応募する」「女性限定ポストアップを利用する」など積極的是正措置に応募することは可能ですが、本応募が「女性」を対象としている以上、性別に焦点が当たる機会が増えることがあることをご了解ください。具体的には、下記のような事項が想定されます。

- ・応募者は、「男女共同参画推進への抱負」の提出を求められたり、面接で「男女共同参画推進」について質問されたりする場合があります。
- ・協力を断る自由はありますが、本学の男女共同参画推進活動に協力を求められる場合があります。

Ⅱ. パートナーがいる教職員の人事制度および福利厚生について

方針 広島大学では、構成員の多様なライフスタイルを尊重し、構成員の生活をサポートします。そのため、配偶者にかかる人事制度および福利厚生を、法律婚の配偶者に限らず、事実婚のパートナー、性的マイノリティのためなどのパートナーシップ制度を利用したパートナー、海外のパートナーシップ制度などを利用したパートナーに広げ、適用しています。

対応 パートナーがいる教職員は、パートナーシップを証明する書類****を提出することにより、配偶者がいる教職員と同様の人事制度や福利厚生が適用されます。ただし、国および文部科学省共済組合の制度については、本学独自の対応ができないため、適用の範囲外となります。

【該当する就業規則等】

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/lgbtetc/fs>

主に本人 申請手続きについて

上記の就業規則等の適用を希望する場合は、パートナーシップを証明する書類****（下の(1)～(4)のいずれかの書類）の原本または写しを、担当事務に提出してください。詳細については、「LGBT等に関する相談窓口」までご相談ください。

対応 上記相談窓口にて、教職員から申請に関する問い合わせがあった場合には、当該教職員の了解を得て、担当部署に情報を共有するものとします。

****パートナーシップを証明する書類

- (1) 都道府県区市町村等のパートナーシップ証明書
- (2) 諸外国でパートナーシップ契約（同性婚、ドメスティックパートナー、シビルユニオン等をいう。）を結んでいることが確認できる書類
- (3) 事実婚を証明する住民票（「夫（未届）」などのような記載があるもの）
- (4) その他パートナーシップが確認できる書類（(1)～(3)が提出できない場合）

[書類の例]

- 相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約に係る公正証書の正本または謄本 及び 結婚していないことが確認できる戸籍一部事項証明書等
- パートナーが子を認知していることを証明する書類（戸籍謄本）
- 結婚式や披露宴を行ったことを証明する書類 及び 結婚していないことが確認できる戸籍一部事項証明書等

巻末資料

【相談窓口一覧】

組織名称	場所	相談内容	担当者	予約	連絡先
LGBT等に関する相談窓口	(学生向け) 学生プラザ3階 教育室学生生活支援グループ	LGBT等に関する相談	職員	随時予約可	メール : gakusei-lgbt@office.hiroshima-u.ac.jp
	(教職員向け) 法人本部棟4階 人事部制度企画グループ		職員	随時予約可 (メールで予約してください)	メール : staff-lgbt@office.hiroshima-u.ac.jp
アクセシビリティセンター (学生・教職員共通)	学生プラザ2階	修学上の不自由・困難等に関する相談	教員 アクセシビリティコーディネーター	要予約 : 月～金 9 : 30～17 : 30	電話 : 082-424-6324 メール : office@achu.hiroshima-u.ac.jp
保健管理センター (学生・教職員共通)	東広島地区 : 学生プラザ4階	メンタルヘルス部門 : 心やストレスに関する健康相談全般 カウンセリング部門 : 勉強のことや進路・対人関係のことなど学生生活上の様々な悩みに関する相談	メンタルヘルス部門 : 精神科医 カウンセリング部門 : 臨床心理士	原則、予約制 メンタルヘルス部門 : 月～金 9:00-12:00, 13:00-17:00 カウンセリング部門 : (日本人学生) 月～金 9 : 00～12 : 00, 13 : 00～17 : 00 (留学生) 月、火、水、金 9 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00	電話 : 082-424-6186 メンタルヘルス部門 : mental@hiroshima-u.ac.jp カウンセリング部門 : shinri@hiroshima-u.ac.jp (日本人学生) rcounsel@hiroshima-u.ac.jp (留学生)
	霞地区 : 臨床管理棟1F			原則、予約制 メンタルヘルス部門 : 月、水 9 : 00～12 : 00, 13 : 00～17 : 00 金 13 : 00～17 : 00 カウンセリング部門 : (日本人学生) 水、木 9 : 00～12 : 00, 13 : 00～17 : 00 (留学生) 金 9 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00	電話 : 082-257-5096 メンタルヘルス部門 : mental@hiroshima-u.ac.jp カウンセリング部門 : shinri@hiroshima-u.ac.jp (日本人学生) rcounsel@hiroshima-u.ac.jp (留学生)
	東千田地区 : 保健管理センター東千田分室			原則、予約制 メンタルヘルス部門 : 火 16 : 00～18 : 00 カウンセリング部門 : (日本人学生) 火 18 : 00～21 : 00 木 19 : 00～21 : 00	電話 : 082-542-6970 メンタルヘルス部門 : mental@hiroshima-u.ac.jp カウンセリング部門 : shinri@hiroshima-u.ac.jp (日本人学生) rcounsel@hiroshima-u.ac.jp (留学生)
ピアサポートルーム (学生向け)	学生プラザ4階	学生生活に関する様々な悩みに関する相談	ピアサポーター (学生)	予約不要 開室日時は以下のURLで確認できます。 https://peer.hiroshima-u.ac.jp/	電話 : 082-424-6328 メール : peer@hiroshima-u.ac.jp ピアサポートルームへのご意見やご質問がありましたら、上記のメールアドレスへご連絡ください。 ※メールでの相談は行っておりません。相談の場合は、来室してください。
ハラスメント相談室 (学生・教職員共通)	東広島地区 : 中央図書館地下1階	ハラスメントに関する相談	教員・ハラスメント相談員	予約不要 : 月～金 10 : 00～17 : 00	電話 (082) 424-5689・7204・4352 ※どの地区の相談予約も東広島地区相談室にて受け付けます。 メール(予約受付) : harassos@hiroshima-u.ac.jp (相談受付専用)
	霞地区 : 共用棟1-3階		教員・ハラスメント相談員	要予約 : 月～金 13 : 00～19 : 00	電話 (082) 257-1519(外線直通)
	東千田地区 : 共用施設B棟B-107		教員・ハラスメント相談員	要予約 : 随時	
ダイバーシティ研究センター (学生・教職員共通)	教育学部B棟8階	性の多様性についての意識啓発および情報提供	教員	メールで予約した方が確実です。来室時に担当者が在室していれば随時対応します。	電話 : 082-424-4559 メール : ooike@hiroshima-u.ac.jp
なんでも相談窓口 (学生向け)	学生プラザ3階 教育室学生生活支援グループ	悩みごと、困っていることについての相談	職員	予約不要 : 月～金 8 : 30～17 : 15	電話 : 082-424-6145 メール : gakusei-senmon@office.hiroshima-u.ac.jp
人事コンシェルジュ (教職員向け)	法人本部棟4階 人事部制度企画グループ (問い合わせWebフォームによる受付)	人事制度・手続き全般	職員	予約不要	人事コンシェルジュURL : https://forms.office.com/r/Ba5d16Kane